令和2年第2回竜王町議会定例会(第1号)

令和2年5月13日 午後1時00分開会 於 議 場

1 議 事 日 程 (第1日)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第28号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 4 議第29号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例)

日程第 6 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議第32号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)

日程第 8 議第33号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 9 議第34号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第10 議第35号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議第36号 令和2年度竜王町一般会計補正予算(第1号)

日程第12 議第37号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

日程第13 議第38号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第1号)

日程第14 議第39号 工事請負契約の締結について

日程第15 議第40号 竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第16 議第41号 竜王町固定資産評価員の選任について

日程第17 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について

日程第18 議員派遣について

2 会議に出席した議員(12名)

芳 男 匡 希 1番 森島 2番 中 村 3番 福 田優三 4番 治 鎌 田 勝 橘 せつ子 尾 幸左衞門 5番 6番 |||7番 大 前 セツ子 8番 澤 田 満 夫 俊 男 幸 9番 磯 部 10番 貴 多 正 11番 岡山富男 久 次 12番 小 西

- 3 会議に欠席した議員(なし)
- 4 会議録署名議員

7番 大前 セツ子

8番 澤田満夫

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 西田 秀治 教育委員会教育長 甲津 和寿 副 町 長 杼木 栄司 総務 主 監 市田 重宏 住民福祉主監兼 奥. 産業建設主監 浩市 井口 清幸 発達支援課長 会 計 管 理 者 務 課 総 長 間宮 小森久美子 泰樹 未来創造課長 図司 明徳 中心核整備課長 森 徳男 務 生活安全課長 税 課 長 川嶋 正明 寺嶋 要 住 民 課 中嶌 幸作 祉 課 忠晃 長 福 長 西村 健康推進課長 農業振興課長 中原 江理 中山 孝彦 建設計画課長 商工観光課長 岩田 宏之 市岡 忠司 育 次 上下水道課長 森岡 教 長 雅仁 道友 知禿 教育総務課長 町田 学校教育課長 山添 美実 啓司 生涯学習課長 込山 佳寛

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長西川良浩 書 記 中野ゆかり

開会 午後1時00分

○議長(小西久次) 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和2年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めること にいたします。

西田町長。

〇町長(西田秀治) 皆さん、こんにちは。令和2年第2回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第2回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様方には、ますます御健勝にて日々議会活動に御専念いただき、あわせまして町政万般にわたり格別の御指導と御鞭撻を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、全国に緊急事態宣言が発出されてから28日が経過いたしましたが、依然として新規の感染者の発生が報告され、期間が5月31日まで延長されるなど、警戒を緩めることができない状況でございます。

これまでの間、町民の皆様には5月11日以降、外出の一部緩和はあるものの、 感染拡大を防止するため、外出の自粛や休業・休校など多大な御協力をいただい ているところでございますけれども、引き続き、逼迫する医療現場を守るため、 また、大切な人の命を守るために、人と人との接触をできる限り削減していただ くよう御協力をお願いいたしているところでございます。

感染の防止拡大と併せ、社会経済活動の再開も喫緊の課題でございまして、政府におかれましては、明日14日の新規感染者数などを踏まえ、指定警戒都道府 県以外は緊急事態宣言が解除されるとの報道がなされています。

いずれにいたしましても状況は厳しく、家計にも大きな影響が生じておりますので、1人10万円の特別定額給付金につきましても、1日も早く町民の皆様のお手元に届けられるよう推進をしてまいりたいと思います。

また、可能な限り町独自の施策も行ってまいりたいと思います。

終息まで長期にわたる闘いが予測されますが、町民の皆様の健康と生活を最優 先に、国や県、そして地域の皆様と一丸となってこの緊急事態を乗り越えてまい りたいと考えております。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御 審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりま しての御挨拶とします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〇議長(小西久次) これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第126条の 規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。 なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小西久次) それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、7番 大前セツ子議員、8番 澤田満夫議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定

○議長(小西久次) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月2日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(小西久次) 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月2日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により 会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第 3 議第28号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 4 議第29号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて

(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議第32号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条 例)

日程第 8 議第33号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 9 議第34号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第10 議第35号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議第36号 令和2年度竜王町一般会計補正予算(第1号)

日程第12 議第37号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

日程第13 議第38号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第1号)

日程第14 議第39号 工事請負契約の締結について

日程第15 議第40号 竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第16 議第41号 竜王町固定資産評価員の選任について

○議長(小西久次) 日程第3 議第28号、専決処分につき承認を求めることについて(竜王町税条例等の一部を改正する条例)から、日程第16 議第41号、竜王町固定資産評価員の選任についてまでの14議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**〇町長(西田秀治)** ただいま一括上程いただきました、議第28号から議第41 号までの14議案につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

議第28号、竜王町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、 本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分 を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求 めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、竜王町税条例等について、その一部を改正

する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処 分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、固定資産税の納税義務者等の規定の整備、また、 調査を尽くしても所有者が1人も明らかとならない資産について、使用者がいる 場合には使用者を所有者とみなすことができる規定の整備等が必要となり、条例 の一部を改正したものです。

次に、議第29号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、竜王町国民健康保険税条例についてその一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 引き上げること、また、国民健康保険税の減額対象となる所得の基準について見 直すことが必要となり、条例の一部を改正したものでございます。

次に、議第30号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、竜王町消防団員等公務災害補償条例についてその一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改正が必要となり、条例の一部を改正したものでございます。

次に、議第31号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議

会の承認を求めるものでございます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、竜王町介護保険条例についてその一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、所得の段階別に基準額に対する軽減割合が改正されたことから、本町においても介護保険料率を規定している介護保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、議第32号、竜王町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の事決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、竜王町固定資産評価審査委員会条例について、その一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、参照する法律名称等について改正がございましたので、それに合わせ改正が必要となり、条例の一部を改正したものでございます。次に、議第33号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律において、行政のデジタル化を推進するための各種施策が盛り込まれており、そのうち住民基本台帳法及びマイナンバー法が改正されたことに伴い条例の一部を改正するものです。

次に、議第34号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中で、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、条例の一部を改正するものです。

次に、議第35号、竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 につきましては、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部 が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中で、後期高 齢者医療制度の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、町が行う後期高齢者医療事務に傷病手当金の支給に係る申請の受付事務を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第36号、令和2年度竜王町一般会計補正予算(第1号)につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が63億1,300万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ12億4,961万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,261万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、それぞれ新型コロナウイルス感染症 に係る経済対策についての補正でございます。

歳出予算におきまして、国の緊急経済対策として、1人につき10万円を支給する特別定額給付金事業分の増額、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業分の増額、また、感染拡大防止のため滋賀県の休業要請に協力いただいた事業者に対する支援金分として、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金支給業務委託料の増額でございます。

歳入予算におきましては、歳出予算で御説明いたしました国の緊急経済対策の 事業に対する国庫補助金の増額、また、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支 援金支給業務委託料に対する財源として、財政調整基金繰入金の増額でございま す。

次に、議第37号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が17億5,090万円でございます。今回、この総額に850万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,940万円とするものでございます。

補正予算の内容といたしましては、まず、歳入予算につきまして、国民健康保険加入者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被用者で、その療養のため 労務に服することができなかった給与所得者に対して傷病手当を支給するための 財源として、特別調整交付金事業勘定分として50万円の増額、また、医科診療所の整備に伴い、当会計に交付されます特別調整交付金施設勘定(医科)分800万円の増額でございます。

歳出予算につきましては、歳入予算で御説明しました傷病手当の支給に伴う50万円の増額、また、当会計に交付される特別調整交付金施設勘定(医科)分800万円について、国民健康保険事業特別会計(施設勘定)へ繰り出すものでございます。

次に、議第38号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第1号)につきまして、医科におきまして、現在お認めをいただいて おります当初予算の歳入歳出予算額が820万円でございます。今回、この総額 に4億4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,320 万円とするものでございます。

今回の補正予算の内容といたしまして、まず歳出予算につきまして、医科診療所建築工事監理業務委託料として700万円の増額、また、医科診療所建築工事費として4億3,800万円の増額でございます。

歳入予算につきましては、その財源として、地域医療介護総合確保基金3,500万円、事業勘定繰入金(直診施設整備分)800万円、医科診療所整備事業債4億200万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議第39号、工事請負契約の締結についてにつきましては、竜王大橋耐震補強工事その2の請負契約の締結でございまして、去る4月30日に指名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町大字小口246番地の3、株式会社シマダ、代表取締役嶋田治が金額8,250万円で落札いたしましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

工事の内容につきましては、竜王大橋における橋梁の耐震補強化を行うもので ございます。

次に、議第40号、竜王町職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、地 方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を求めるものでござい ます。

竜王町職員懲戒審査委員会委員3人のうち1人につきましては、同項の規定により町職員の中から選任する必要がありますが、任命しておりました山添みゆき 氏が令和2年3月31日をもって退職いたしましたことから欠員が生じたため、 その後任として市田重宏氏を選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。 市田重宏氏は、(個人情報のため、一部秘匿)令和2年4月、滋賀県庁から竜 王町役場に派遣され、現在は総務主監の要職につき、職員懲戒審査委員会委員と して適任でありますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和4年4月30日 までとなります。

次に、議第41号、竜王町固定資産評価員の選任についてにつきましては、地 方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が 行う評価額の決定を補助するため、町に設置することとなっております。

固定資産の評価につきましては、御承知のとおり固定資産評価補助員による適 正な実地調査を受けて、これに基づきまして固定資産評価員が評価調書を作成し、 町長に提出することとなっております。

固定資産税の課税は、固定資産を評価し、その適正な時価を求めることになることから、固定資産評価員は、専門的な知識を有することが求められるため、税務担当課長を選任しておりますが、令和2年4月1日付の人事異動によりまして、現任の西川良浩氏から後任の川嶋正明氏を固定資産評価員として新たに選任いたしたく御提案申し上げますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、定めはございません。

以上、議第28号から議第41号までの14議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第36号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

#### **〇議長(小西久次)** 間宮総務課長。

○総務課長(間宮泰樹) ただいま、町長から議第36号、令和2年度竜王町一般会計補正予算(第1号)について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料40ページの令和2年度5月補正予算概要により説明させていただきます。

まず、ページ中段の(2)歳出補正予算の内容から御説明をさせていただきます。

まず、特別定額給付金事業といたしまして、国の緊急経済対策として感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とし、令和2年4月27日現在において住民基本台帳に記録されている者に対し、1人につき10万円を支給することから、その事務費として2,000万円の増額と給付金として11億9,700万円の増額をするものでございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の1つとして、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給することから、その事務費として247万円の増額と給付金として1,714万円の増額をするものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金支給業務委託料といたしまして1,300万円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、滋賀県の休業要請に応じて緊急事態措置期間中に協力いただいた事業者への臨時的な支援金に合わせ、町として支給額を上乗せして措置を行うものでございます。

次に歳入補正予算でございますが、上段の(1)歳入補正予算の内容から御説 明いたします。

歳出で御説明しました、それぞれの事業費に対し、国庫支出金として、特別定額給付金給付事務費補助金2,000万円、特別定額給付金給付事業費補助金1 1億9,700万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金247万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,714万円を増額するもの、また、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金支給業務委託料の事業費に対しましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする予定ではございますが、現時点において交付額等については未確定でございますので、財政調整基金繰入金1,300万円を財源とし、今後、交付金が確定した段階で財源を組み替えたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、令和2年度竜王町一般会計補正予算(第1号)の概要を申し上げ、説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小西久次) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第17 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について

○議長(小西久次) 次に、日程第17 竜王町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙についてを議題といたします。

竜王町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和2年7月21日をもって 満了しますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を するものであります。 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名 推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(小西久次) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小西久次) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたしました。

それでは、指名いたします。

まず最初に、竜王町選挙管理委員会委員に、(個人情報のため、一部秘匿)村 上武司氏、(個人情報のため、一部秘匿)神田松雄氏、(個人情報のため、一部 秘匿)楠本恭久氏、(個人情報のため、一部秘匿)関川玲子氏、以上の方を指名 いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、竜王町選挙管理委員会委員の当 選人と定めることに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

**〇議長(小西久次)** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 方が竜王町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、同補充員について指名いたします。

竜王町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、(個人情報のため、一部秘 匿)竹山良雄氏、第2順位、(個人情報のため、一部秘匿)奥 健三氏、第3順 位、(個人情報のため、一部秘匿)村地敦巳氏、第4順位、(個人情報のため、 一部秘匿)仲川 昇氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、竜王町選挙管理委員会委員補充 員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(小西久次)** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

方が竜王町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、竜王町議会会議規則第33条第2項の規定による告知は、後日、当選人 に文書で行います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第18 議員派遣について

**〇議長(小西久次)** 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(小西久次)** 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願い いたします。

この際、申し上げます。ここで午後2時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後2時10分

**〇議長(小西久次)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議第36号、令和2年度竜王町一般会計補正予算(第1号)を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第11 議第36号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

# [「賛成者起立]

**○議長(小西久次)** 起立全員であります。よって、日程第11 議第36号は、 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。 これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時11分